

環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についての

アンケート調査報告書（概要）

本調査は、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や進捗等の把握を目的に実施したものである。

平成 18 年度調査として環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体 1,886 団体(47 都道府県、15 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区、1,801 市町村)を対象に、平成 19 年 1 月 22 日から同 2 月 9 日にかけて郵送によるアンケートを行った。有効回答数は 1,457 団体であり、回答率は 77.3%であった。調査結果の概要は以下のとおりである。

また、平成 13 年度、平成 15 年度に実施した地方公共団体の取り組み調査からの進捗状況も分析する。

1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

地方公共団体の条例・計画・数値目標の制定・策定は、全体的に「既に、実施中」が増えている。特に、都道府県と政令指定都市の取組は進んでいる。

条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』が 4 割、『環境影響評価に関する条例』は 1 割未満である。計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』が 3 割、『地球温暖化防止計画』が 2 割である。『自然環境・生物多様性に関する計画』や『交通に起因する環境問題に関する計画』は 1 割未満である。

独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』が 3 割を超し、次いで『地球温暖化対策』が 3 割弱となった。

『環境に関する総合的な計画』の策定では、約 8 割が国の基本計画を参考とした（している）。

環境問題の中で「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取組むもの」の相関は強く、いずれも廃棄物問題、水質汚濁、地球温暖化が多い。特に『リサイクル・リユース』が著しく、『不法投棄』や『地球温暖化』も増えている。

広域連携・協力の実施も全体に増加傾向にある。特に『廃棄物処理の検討』が約 6 割、次いで『流域を考慮した水環境保全』が約 4 割、『環境情報の共有』が約 3 割となっている。『都市と農山漁村の交流』は 2 割に達していない。

都道府県による市区町村の支援・調整では、『環境情報の提供』が進み 9 割を超える。『環境マネジメントシステムの導入』や『人材派遣や研修などの人材育成』も約 6 割で実施され、環境保全のための基盤整備が上位を占める。『総合的な環境計画の策定』や『各種の環境保全計画の策定』の支援も半数を超える。

第三次環境基本計画の重点事項の取組状況は、都道府県、政令指定都市においては各項目で高い実施率を示している。取組が進んでいないのは『環境負荷の小さい都市となるような空間的利用』や『戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進』である。

（次項へ続く）

2. 事業者に対する取組について

事業者の環境保全への取組促進のための施策内容は、全体的にみると廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心である。グリーン購入・調達や環境情報公開などの取組も進んでいる。

事業者への促進策の手法では「普及・啓発」が多く、内容は3R（リデュース、リユース、リサイクル）とともに『環境情報の住民への開示』や『環境配慮商品の購入・発注』などが多い。「支援・誘導策」と「規制的手法」は少ないものの、着実に増加している。

事業所との連携・協働は増えており、都道府県や政令指定都市では約9割が実施するものの、市区町村では2割程度である。『環境保全に関する協定』についても増加傾向にあり、都道府県や政令指定都市の約8割、市区町村の約5割が締結している。

3. 住民・NPOなどに対する取組について

住民の環境保全への取組促進のための施策内容は、全体的にみると野外焼却の禁止、ゴミのポイ捨て禁止や3R、廃棄物対策、節水などの環境負荷の削減が中心であるが、エコマーク商品の購入や自然環境重視も少なくない。

住民への促進策の手法では「普及・啓発」が多く、内容は『廃棄物3R活動』、『野外焼却の禁止』、『アイドリングの禁止』、『簡易包装・買い物袋持参』、『節水』が中心である。「支援・誘導」の取組は『合併処理浄化槽の設置』や『コンポストの購入』が約6割と多い。「規制的手法」は、特に『ごみのポイ捨てを禁止』が増えた。

住民や環境NPOとの連携・協働については、都道府県、政令指定都市では約9割が取り組んでいる。市区町村でも取組が進んでおり、住民との連携・協働が約6割、環境NPOとは3割強となった。

各主体の自主的取組の推進策の実施は必ずしも多くはないが、『学校と連携した環境教育』や『フリーマーケットの開催』などが中心である。『エコツーリズムの推進』はまだ少ない。

4. 情報提供・情報収集に関する取組について

環境情報の提供方法は、紙媒体である『広報誌やパンフレット』が7割強で最も多く、次いでIT化の進展を背景に『ホームページ』4割強が大きく伸びており、さらに増加することが予想される。

環境情報の提供内容は、全体に取組団体が増える中で多彩かつ豊富になっている。『暮らしの中の工夫や行動』が首位を占め、続けて『環境問題の相談窓口』、『環境問題に対する政策』、『地域環境問題』、『自然とのふれあい』などと多岐にわたる。商品の環境負荷あるいは環境NPOや企業活動に関する情報は少ない。

住民などの意見の取り入れについては、全体で半数に達していないが、都道府県や政令指定都市での取組は進んでおり、『パブリック・コメント』が最も多い。市区町村では『自治会・町内会』『審議会』が多く、『パブリック・コメント』は少ない。

5. 国際的な取組について

環境保全に関する知見を活かした国際協力への取組はわずかであり、そのほとんどは都道府県や政令指定都市である。取組内容は『開発途上国からの研修員の受け入れ』が多い。

6. 事業者・消費者としての取組について

率先実行は積極的に取り組まれているが、“職員個人レベルのオフィスでできる環境行動”が多く、“組織として体制やシステムが必要な環境行動”は遅れている。現在検討中のものも多く、今後の増加が期待される。

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

平成 18 年度の本調査は、平成 18 年 4 月に新たに閣議決定された「第三次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況を把握することを目的とする。環境基本計画の進捗状況について地方公共団体を対象とする調査は、平成 13 年度、平成 15 年度に続き 3 回目の調査となる。

主たる調査項目は、前回、前々回の調査に引き続き以下の 6 つである。

- 環境施策の主体としての総合的な取組
- 事業者に対する取組
- 住民、NPO に対する取組
- 情報提供・情報収集に関する取組
- 国際的な取組
- 事業者・消費者としての取組

(2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,886 団体(47 都道府県、15 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,801 市町村)を対象として、平成 19 年 1 月 22 日から同 2 月 9 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

期間内に 1,457 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 77.3%(前回の平成 15 年度調査 65.5%)である (図表 1 参照)。

図表 1 発送回収数

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,886 団体	47 団体	15 団体	1,824 団体
有効回収数	1,457 団体	39 団体	12 団体	1,406 団体
有効回収率	77.3%	83.0%	80.0%	77.1%
回収構成比率	100.0%	2.6%	0.8%	96.5%

(3) 調査の内容

環境施策の主体としての総合的な取組について

- 条例、計画、数値目標の制定・策定
- 国の環境基本計画の参考状況
- 環境基本計画策定後の点検
- 自然環境保全のための部署横断的な組織
- 環境保全事業の実施状況
- 行政機関が実施する国民の参加状況
- 環境問題に対する問題意識と重点取組
- 周辺自治体との広域連携・協力
- 環境に配慮した地域づくり
- 域内市区町村の支援、調整（都道府県のみ）
- 第三次環境基本計画重点事項の実施状況

事業者に対する取組について

- 事業者の取組促進のための施策
- 事業者との連携・協働
- 環境保全に関する協定の締結

住民・NPOに対する取組について

- 住民の取組促進のための施策
- ごみの分別回収の状況(市区町村のみ)
- 住民との連携・協働や支援・育成
- 環境NPO等との連携・協働や支援・育成
- 各主体の自主的な取組促進の方策
- エコツーリズムの促進
- 体験型の環境教育・環境学習の実施状況

情報の提供・収集に関する取組について

- 環境情報の提供方法
- 環境情報の内容
- 住民等からの意見収集の方法

国際的な取組について

事業者・消費者としての取組について

- 環境配慮の率先行動ならびにその効果
- 環境マネジメントシステムの導入と範囲ならびに活動内容

基本属性（市区町村のみ）

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

2. 環境施策の主体としての総合的な取組について

(1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定状況

【全体的な傾向】

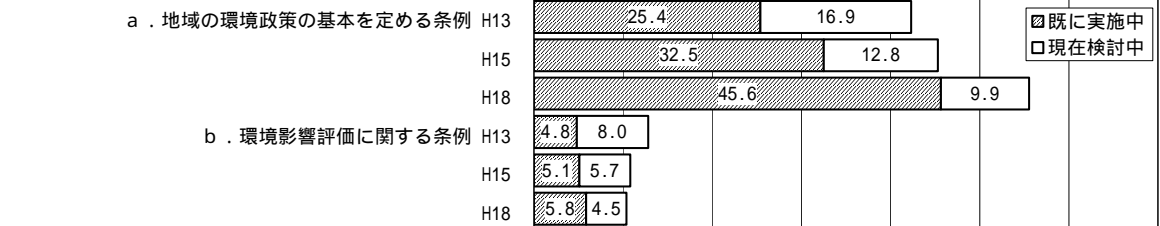
- 平成 18 年度の地方公共団体における条例・計画・数値目標の制定・策定は、全体的に平成 13、15 年度に比べ進んでいる。「既に実施中」が 5 ポイント以上増えたのは、『環境政策の基本を定める条例』『環境に関する総合的な計画』である。
- 条例の制定について、『環境政策の基本を定める条例』(45.6%)は 5 割に近くなっているが、『環境影響評価に関する条例』はなお 5%程度にとどまっている。環境保全に関する計画の策定では、『環境に関する総合的な計画』(35.9%)が最も多く、次いで『地球温暖化防止に関する計画』(23.0%)、『水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画』(7.5%)である。
- 独自の数値目標の設定(国の基準を超えるものを含む)については、『廃棄物削減やリサイクル』(37.7%)や『地球温暖化対策』(24.8%)が多い。

【基本属性別の特徴】

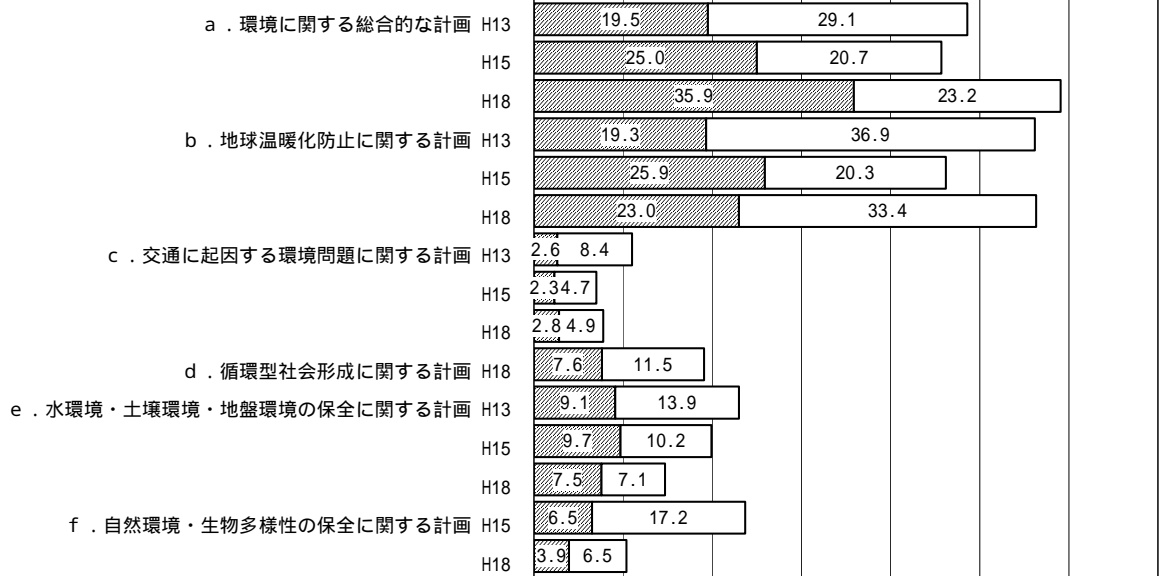
- 基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市の“実施率”(現在、実施中の比率)が非常に高い。特に、『地域の環境政策の基本を定める条例』『環境影響評価に関する条例』『環境に関する総合的な計画』では、都道府県、政令指定都市において 9 割を超す実施率を示す。
- 都道府県では独自の数値目標の設定を中心に平成 15 年度から実施率が上昇しているものが多い。市区町村でも実施率の上昇を示すものが多い。
- 団体数では市区町村が全体のほとんどを占めるため、以後、市区町村の傾向が全体傾向と変わらない場合は割愛する。

図表 2 地方公共団体における条例策定、計画策定、数値目標設定の状況（全体）

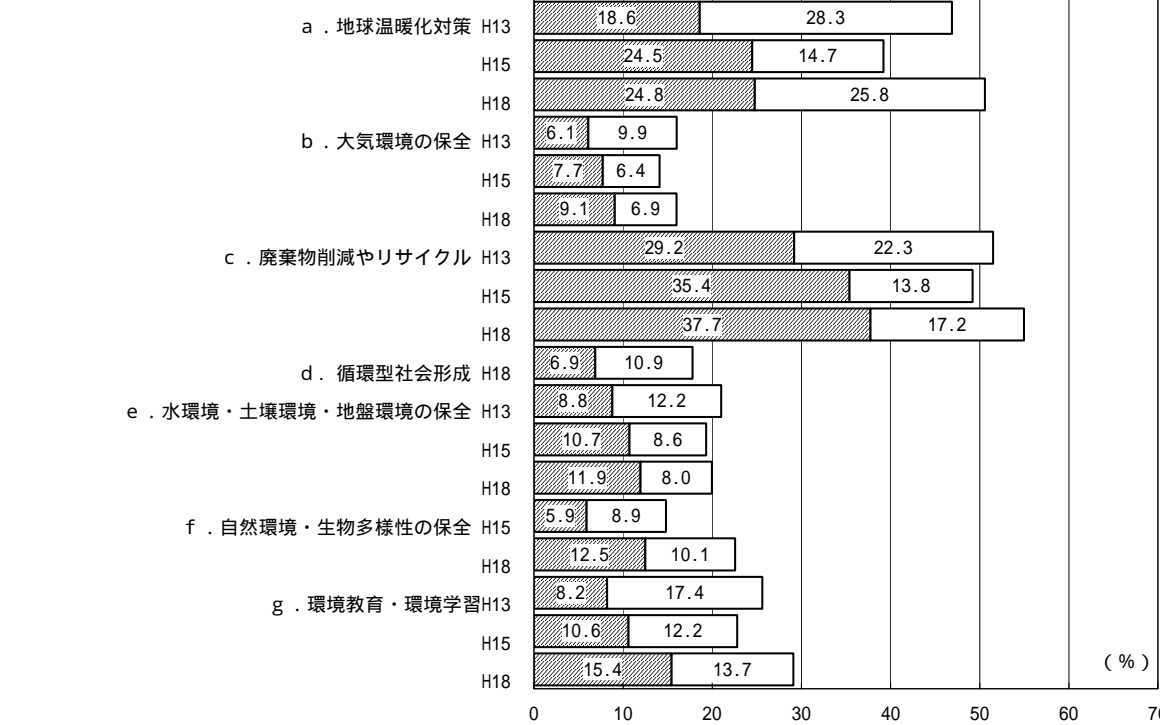
(1) 地域の環境政策に関する条例の制定



(2) 地域の環境保全に関する計画の策定



(3) 地域の環境保全に関する独自数値目標の設定



(%)

図表 3 地方公共団体における条例策定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別）（％）

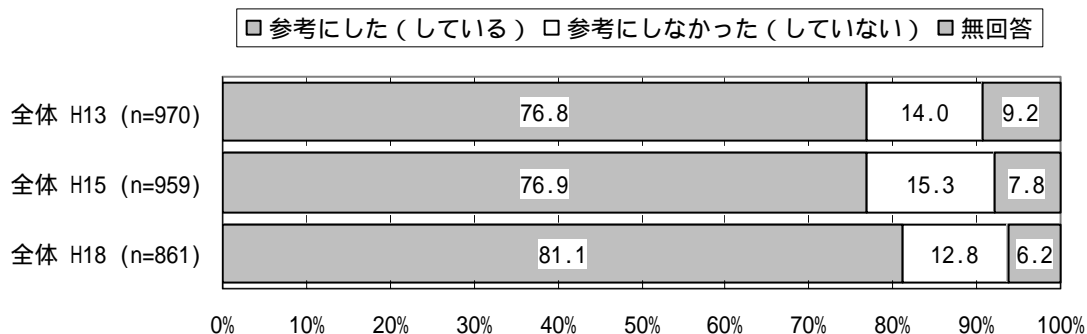
基本属性	都道府県		政令指定都市		市区町村	
	H13 n= 47	H15 n= 47	n=12	n=13	n=1,938	n=2,041
取組状況	実施中		検討中		実施中	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
（環境政策に関する条例の制定）						
a．地域の環境政策の基本を定める条例	93.6	4.3	100.0		23.3	19.4
	95.7	2.1	100.0		30.6	13.1
	97.4		100.0		43.7	10.2
b．環境影響評価に関する条例	100.0		100.0		1.9	9.3
	100.0		100.0		2.3	5.9
	97.4		91.7	8.3	2.6	4.6
（環境保全に関する計画の策定）						
a．環境に関する総合的な計画	100.0		100.0		17.0	30.0
	100.0		100.0		22.8	21.3
	100.0		91.7	8.3	33.6	24.0
b．地球温暖化防止に関する計画	83.0	12.8	83.3	16.7	17.4	39.6
	93.6	6.4	92.3	7.7	23.9	20.7
	79.5		91.7	8.3	20.8	34.5
c．交通に起因する環境問題に関する計画	34.0	19.1	75.0		1.4	8.2
	38.3	4.3	69.2	23.1	1.1	4.6
	20.5	5.1	75.0	16.7	1.7	4.8
d．循環型社会形成に関する計画	41.0	2.6	50.0	16.7	6.3	11.7
e．水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	66.0	6.4	66.7	8.3	7.4	14.1
	66.0	6.4	61.5	7.7	8.0	10.3
	46.2	5.1	66.7	8.3	6.0	7.2
f．自然環境・生物多様性に関する計画	76.6	4.3	100.0		16.5	17.6
	57.4	19.1	23.1	30.8	5.2	11.2
	20.5	12.8	16.7	25.0	3.3	6.1
（独自の数値目標の設定）						
a．地球温暖化対策	89.4	8.5	75.0	25.0	16.6	28.8
	91.5	8.5	69.2	23.1	22.7	14.7
	97.4	2.6	91.7	8.3	22.2	26.6
b．大気環境の保全	61.7	6.4	83.3		4.2	10.1
	70.2	2.1	69.2	15.4	5.8	6.4
	74.4	5.1	66.7		6.8	7.0
c．廃棄物削減やリサイクル	95.7	4.3	100.0		27.2	22.9
	97.9		100.0		33.5	14.2
	97.4	2.6	100.0		35.6	17.8
d．循環型社会形成	61.5	5.1	41.7	8.3	5.0	11.1
e．水環境・土壌環境・地盤環境の保全	76.6	2.1	75.0	16.7	6.8	12.4
	85.1	2.1	76.9	7.7	8.5	8.7
	89.7		75.0		9.2	8.3
f．自然環境・生物多様性の保全	85.1	2.1	91.7		10.2	14.3
	70.2	6.4	38.5	23.1	4.2	8.9
	87.2	5.1	66.7	8.3	10.0	10.2
g．環境教育・環境学習	57.4	6.4	33.3	8.3	6.9	17.7
	59.6	10.6	38.5	30.8	9.3	12.1
	84.6	2.6	66.7	8.3	13.1	14.0

（注）平成13年度は「緑化や自然保護」であり、単純比較できない。上段平成13年度、中段平成15年度、下段平成18年度を示し、下線は対平成15年度の平成18年度の上昇を示す。網掛けは50%以上を示す。

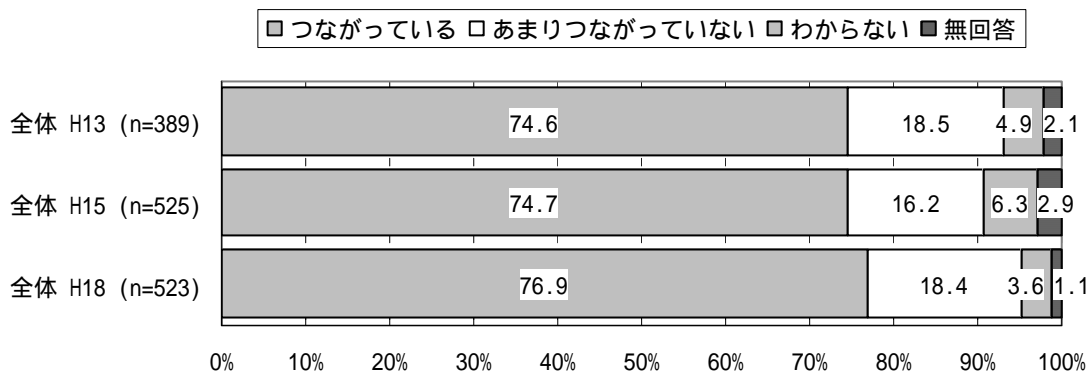
(2) 環境基本計画の策定にかかわる状況

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 861 団体では、約 8 割（81.1%）が「国の環境基本計画を参考にした（している）」おり、平成 13、15 年度に比べ上昇傾向にある。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 523 団体の 7 割以上（76.9%）が、計画策定は具体的な環境施策の展開につながったと認識している。これも大きな変化はない。

図表 4 環境計画の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況（全体）

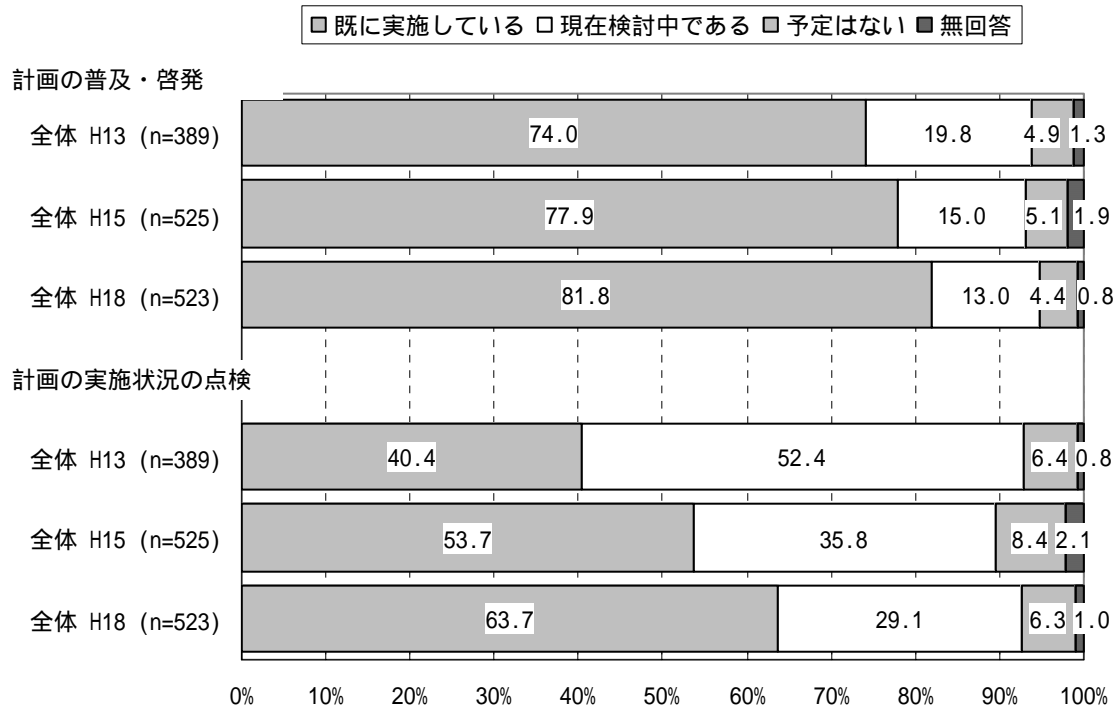


図表 5 環境計画の策定による具体的な施策への展開（全体）



- 『環境基本計画の普及・啓発』には積極的で、「既に実施中」は平成 15 年度の 77.9%から 81.8%へと約 4 ポイント増え、『計画策定後の実施状況の点検』については 53.7%から 63.7%へと約 10 ポイント増加した。

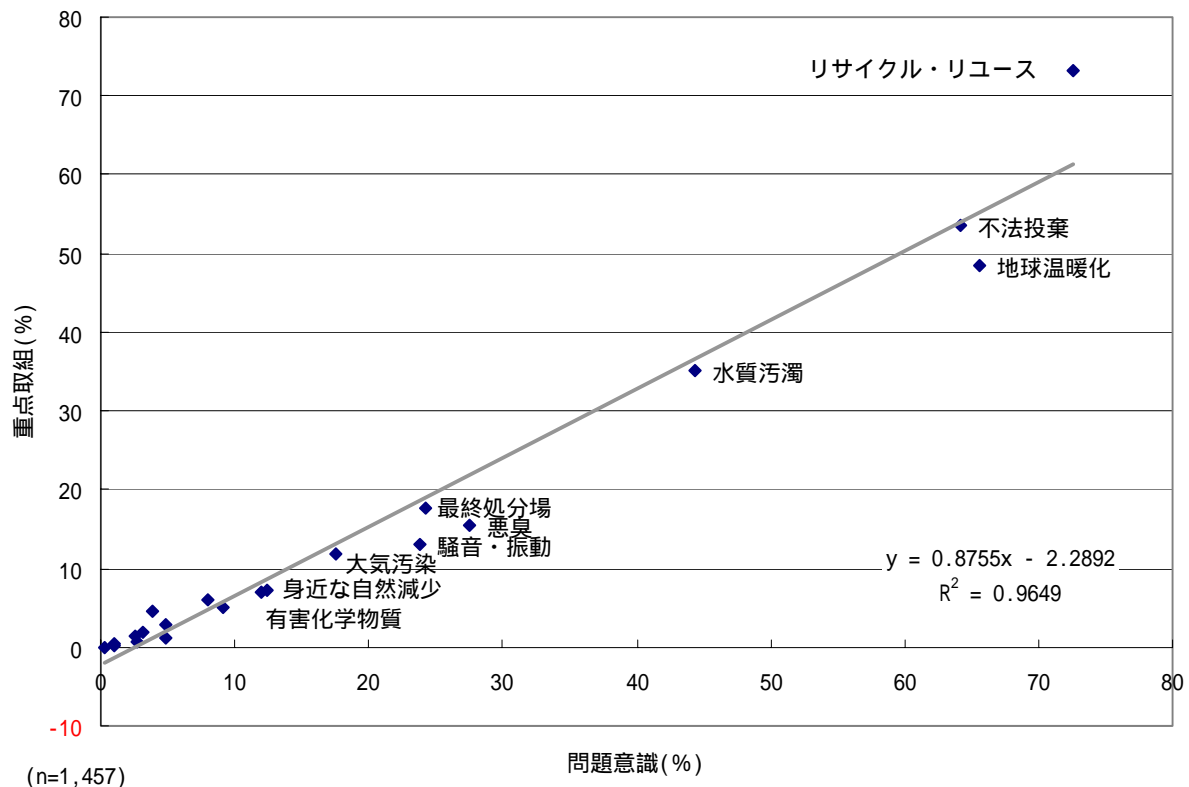
図表 6 環境計画の事業者や住民への普及・啓発ならびに実施状況の点検（全体）



(3) 環境問題に関する問題意識と重点取組

- 環境問題の中で「問題意識」と「重点取組」は、全体的には廃棄物関連問題、水質汚濁、地球温暖化の問題が多い。特に『リサイクル・リユース』（問題意識 72.6%、重点取組 73.2%）の割合が高く、平成 15 年度からの上昇も大きい。
- 次いで『地球温暖化』（問題意識 65.5%、重点取組 48.4%）で、平成 15 年度からの上昇も大きい。『不法投棄』は平成 15 年度とほぼ同程度である。

図表 7 環境問題に関する問題意識と重点取組の順位（全体：五肢選択）



図表 8 環境問題に関する「問題意識」と「重点取組の変化」(全体：五肢選択)

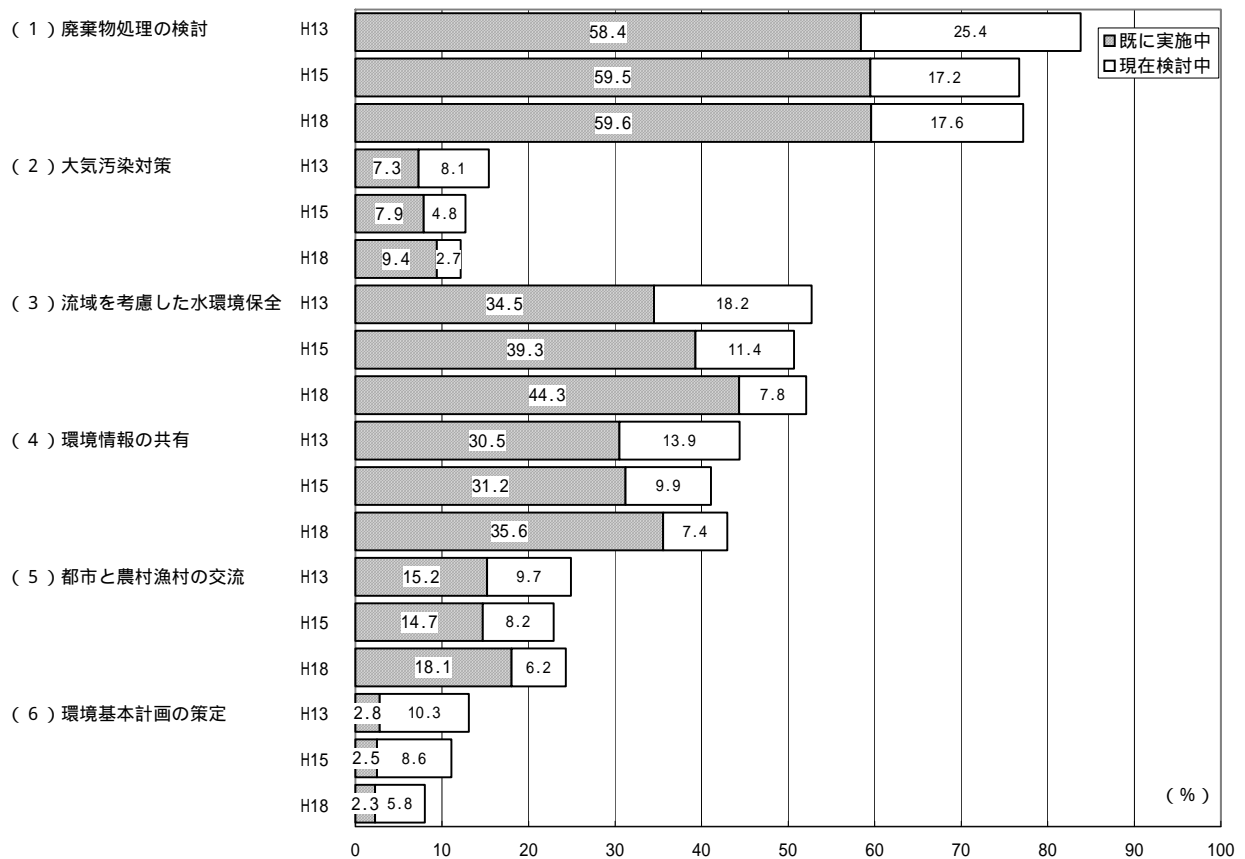
環境問題	問題意識				重点取組			
	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減
リサイクル・リユース	26.4	41.4	72.6	31.2	25.4	37.6	73.2	35.6
地球温暖化	33.1	40.6	65.5	24.9	24.3	31.0	48.4	17.4
不法投棄	67.3	58.9	64.1	5.2	56.6	46.6	53.6	7.0
水質汚濁	44.1	44.7	44.3	-0.4	40.7	36.5	35.1	-1.4
悪臭	14.3	22.6	27.6	5.0	10.2	13.5	15.5	2.0
最終処分場	29.8	27.5	24.2	-3.3	23.2	19.2	17.8	-1.4
騒音・振動	11.4	18.6	23.7	5.1	8.7	11.1	13.0	1.9
大気汚染	11.5	16.0	17.5	1.5	10.9	11.5	11.9	0.4

(注) 網掛けは 40%以上を示す。「増減」は平成 15 年度から平成 18 年度への変化ポイントである。

(4) 環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況

- 環境施策の広域連携で最も進んでいるのは『廃棄物処理の検討』(実施中 59.6%)で、次いで『流域を考慮した水環境保全』(同 44.3%)、『環境情報の共有』(同 35.6%)であり、いずれも増加傾向にある。『環境基本計画の策定』(同 2.3%)については低い水準で減少している。
- 都道府県や政令指定都市の広域連携は『流域を考慮した水環境保全』や『環境情報の共有』『大気汚染対策』が中心であり、市区町村の広域連携では『廃棄物処理の検討』のウエイトが高い。

図表 9 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(全体)



図表 10 環境保全施策にかかわる広域連携の状況（基本属性別）

(%)

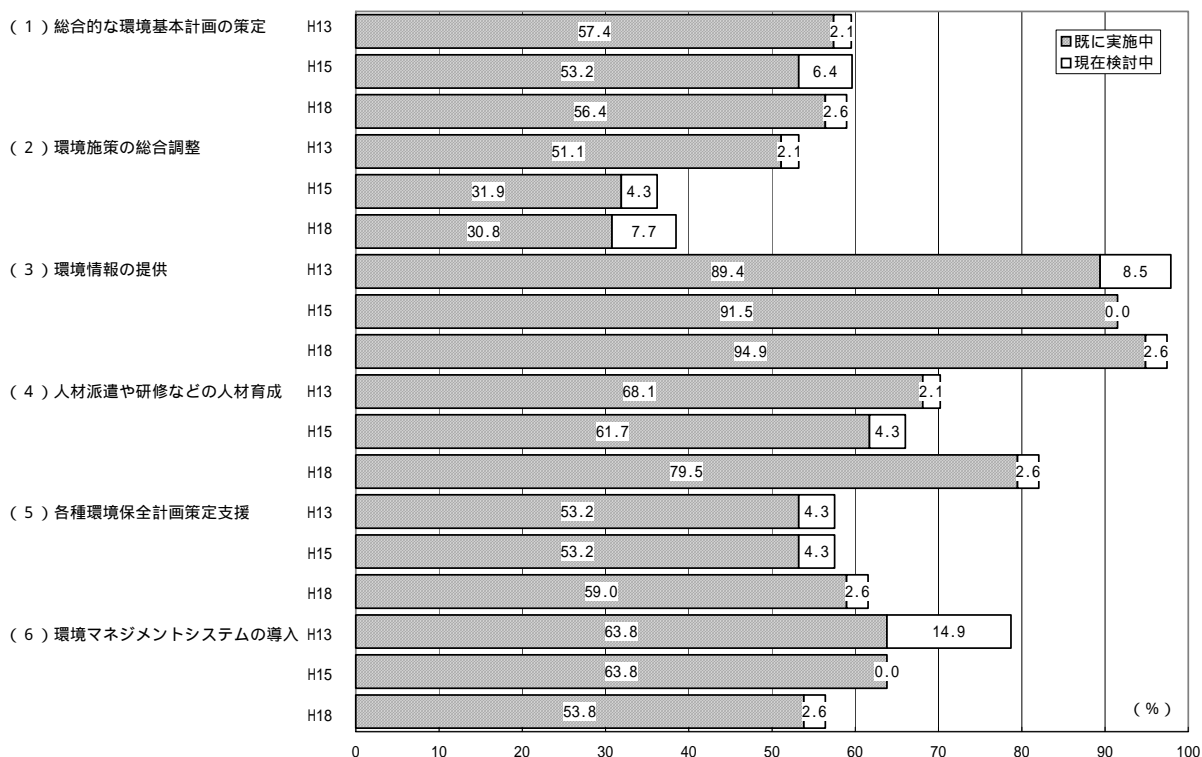
基本属性	都道府県 H13 n= 47 H15 n= 47 H18 n= 39		政令指定都市 n=12 n=13 n=12		市区町村 n=1,938 n=2,041 n=1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	53.2	21.3	50.0	25.0	58.6	25.5
	59.6	12.8	69.2	0.0	59.4	17.4
	43.6	10.3	83.3	0.0	59.8	17.9
(2) 大気汚染対策	51.1	14.9	41.7	33.3	6.0	7.8
	57.4	0.0	84.6	0.0	6.2	4.9
	61.5	0.0	75.0	0.0	7.4	2.8
(3) 流域を考慮した水環境保全	76.6	8.5	75.0	25.0	33.2	16.4
	74.5	8.5	84.6	7.7	38.2	11.5
	64.1	10.3	91.7	0.0	43.4	7.8
(4) 環境情報の共有	68.1	12.8	66.7	33.3	29.4	13.8
	68.1	10.6	84.6	0.0	30.0	10.0
	71.8	5.1	91.7	0.0	34.1	7.5
(5) 都市と農山漁村の交流	68.1	2.1	25.0	25.0	13.9	9.8
	57.4	10.6	23.1	15.4	13.7	8.1
	51.3	5.1	33.3	16.7	17.0	6.2
(6) 環境基本計画の策定	8.5	4.3	0.0	0.0	2.6	10.4
	6.4	2.1	7.7	0.0	2.4	8.8
	2.6	5.1	8.3	0.0	2.2	5.8

(注) 上段平成 13 年度、中段平成 15 年度、下段平成 18 年度。網掛けは平成 18 年度の 50%以上を示す。

(5) 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』（実施中 94.9%）が最も多い。続いて『人材派遣や研修などの人材育成』（同 79.5%）、『各種環境保全計画策定支援』（同 59.0%）となっており、環境保全のための基盤整備に取り組んでいる様子がうかがえる。
- 域内の市区町村への支援・調整で「既に実施中」が減少傾向にあるのは、『環境施策の総合調整』（実施中 31.9 30.8%）であるが、これは市町村合併に伴う域内利害関係の減少や合併に伴う調整業務の増加などが要因として考えられる。

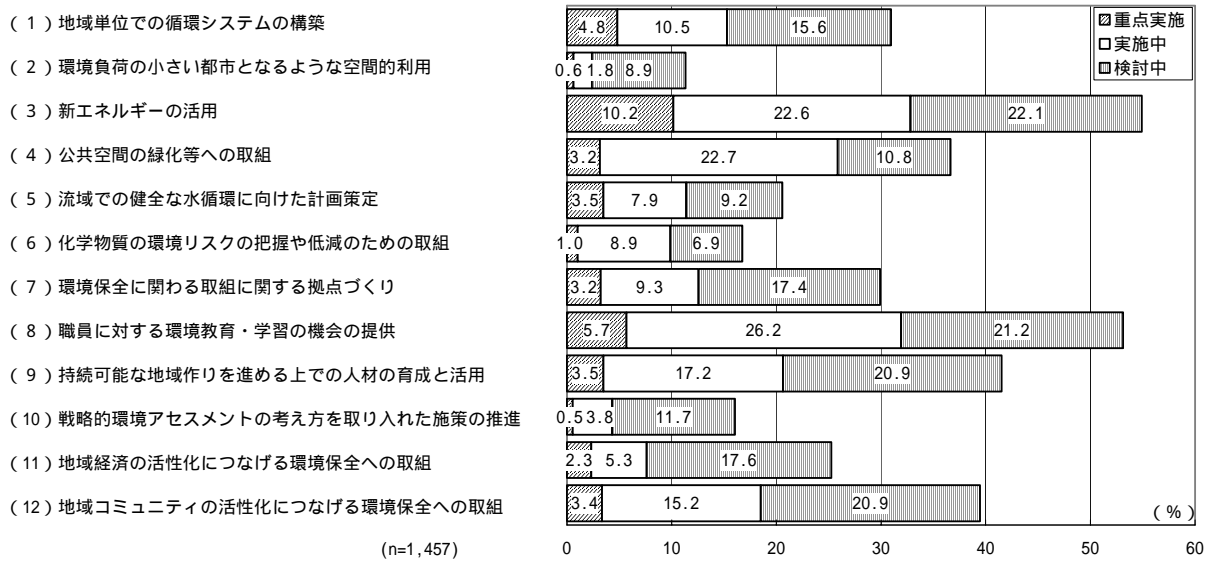
図表 11 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整（都道府県のみ）



(6) 第三次環境基本計画の重点事項の取組状況

- 第三次環境基本計画の重点事項について、取組状況が進んでいるのは、『新エネルギーの活用』で「重点実施」(10.2%)と「実施中」(22.6%)と「検討中」(22.1%)を合わせると、5割(54.9%)を超える。次いで、『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』で(重点実施+実施中 31.9%)、『公共空間の緑化等への取組』(同 25.9%)である。
- 都道府県、政令指定都市では、重点実施と実施中を合わせると、ほとんどの項目で、実施率が5割を超す。実施率の低いものは、『環境負荷の小さい都市となるような空間の利用』『戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進』である。

図表 12 環境基本計画の重点分野の取組状況(全体)



図表 13 環境基本計画の重点分野の取組状況（基本属性別）

(%)

基本属性	都道府県 n=39			政令指定都市 n=12			市区町村 n=1,406		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	15.4	56.4	17.9	16.7	33.3	25.0	4.4	9.0	15.5
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	0.0	20.5	38.5	16.7	16.7	33.3	0.5	1.1	7.9
(3) 新エネルギーの活用	48.7	46.2	5.1	33.3	50.0	16.7	8.9	21.8	22.6
(4) 公共空間の緑化等への取組	12.8	61.5	17.9	25.0	50.0	25.0	2.7	21.4	10.5
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	35.9	30.8	5.1	33.3	41.7	0.0	2.3	7.0	9.4
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	12.8	71.8	7.7	25.0	50.0	8.3	0.5	6.8	6.8
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	23.1	35.9	15.4	16.7	41.7	8.3	2.6	8.3	17.5
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	10.3	74.4	2.6	16.7	75.0	8.3	5.5	24.5	21.8
(9) 持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用	20.5	74.4	2.6	16.7	41.7	16.7	2.9	15.4	21.4
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	5.1	12.8	53.8	8.3	16.7	50.0	0.4	3.4	10.2
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	15.4	43.6	25.6	16.7	16.7	25.0	1.8	4.1	17.4
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	2.6	48.7	23.1	16.7	50.0	8.3	3.3	13.9	21.0

3. 事業者に対する取組について

(1) 事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

- 事業者の環境保全への取組促進のための施策について、取組の進んでいる領域は全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開などもある。全体には平成13年度、平成15年度から大きな変化はみられない。
- 手法別にみると、最も多いのは「普及・啓発」(平均実施率31.2%)である。これに対して「支援・誘導」(同5.5%)と「規制的手法」(同4.8%)は少ないが、着実な増加がみられる。
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(実施率19.3%)と『大気汚染の防止』(同14.5%)が多く、『廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル』、『工場等の敷地や屋上の緑化』についても増加させ平均実施率より大きくなっている。「支援・誘導」では『廃棄物のリサイクル』(同12.7%)と『環境保全型農業』(同11.3%)が多い。
- 「普及・啓発」については、『廃棄物のリユース』(実施率57.2%)、『廃棄物のリデュース』(同56.4%)、『廃棄物のリサイクル』(同55.0%)の廃棄物3Rが積極的である。また『環境情報の住民への開示』(同39.0%)や『環境配慮商品・サービスの購入・発注』(同34.0%)などが多い。

図表 14 事業者の環境保全への取組推進のための手法別施策の実施状況(全体)

取組項目	(%)								
	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
(1)省エネ設備や省エネ建築の導入	0.3	0.7	1.0	3.2	4.4	6.8	20.6	25.6	29.1
(2)自然・未利用エネルギーの利用	0.3	0.4	0.6	3.7	5.3	7.8	17.0	21.4	25.3
(3)フロンガスの回収	2.0	1.8	1.6	4.3	1.9	1.8	33.3	31.7	24.1
(4)大気汚染の防止	11.0	9.9	14.5	4.0	4.2	2.9	32.7	32.4	31.2
(5)低公害車の導入	0.2	0.8	1.5	3.9	5.9	7.3	26.4	28.0	29.9
(6)ディーゼル車の利用抑制	0.3	0.7	1.2	0.8	3.2	1.3	13.1	15.6	15.3
(7)モーダルシフト・物流の効率化	0.1	0.0	0.2	0.5	0.9	0.5	7.9	8.3	9.6
(8)水質汚濁の防止	15.4	15.4	19.3	11.4	10.4	6.9	46.0	40.7	38.8
(9)廃棄物の発生抑制(リデュース)	3.6	6.1	8.2	5.8	6.2	7.8	57.8	56.5	56.4
(10)廃棄物の再利用(リユース)	2.4	4.4	6.1	5.2	4.8	6.5	56.8	55.7	57.2
(11)廃棄物の再生利用(リサイクル)	3.9	6.7	7.7	12.7	12.4	12.7	58.3	56.6	55.0
(12)有害化学物質の利用抑制	2.8	2.7	4.4	0.6	1.0	0.7	20.3	21.1	21.5
(13)工場等の敷地や屋上の緑化	4.2	5.2	9.0	3.0	3.5	4.3	15.1	13.9	16.8
(14)環境保全型農業の促進	0.3	1.0	1.0	9.0	9.8	11.3	27.1	25.2	27.5
(15)環境配慮物品・サービスの購入・発注	0.8	1.6	1.9	2.4	2.0	3.2	39.6	36.4	34.0
(16)事業者による環境情報の住民への開示	1.3	2.3	2.5	1.4	1.0	2.4	44.4	38.8	39.0
(17)ISO14001やエコアクション21等の導入促進	1	1.5		5.6	9.5		15.1	19.2	
手法別平均実施率	3.1	3.6	4.8	4.5	4.9	5.5	32.3	30.8	31.2

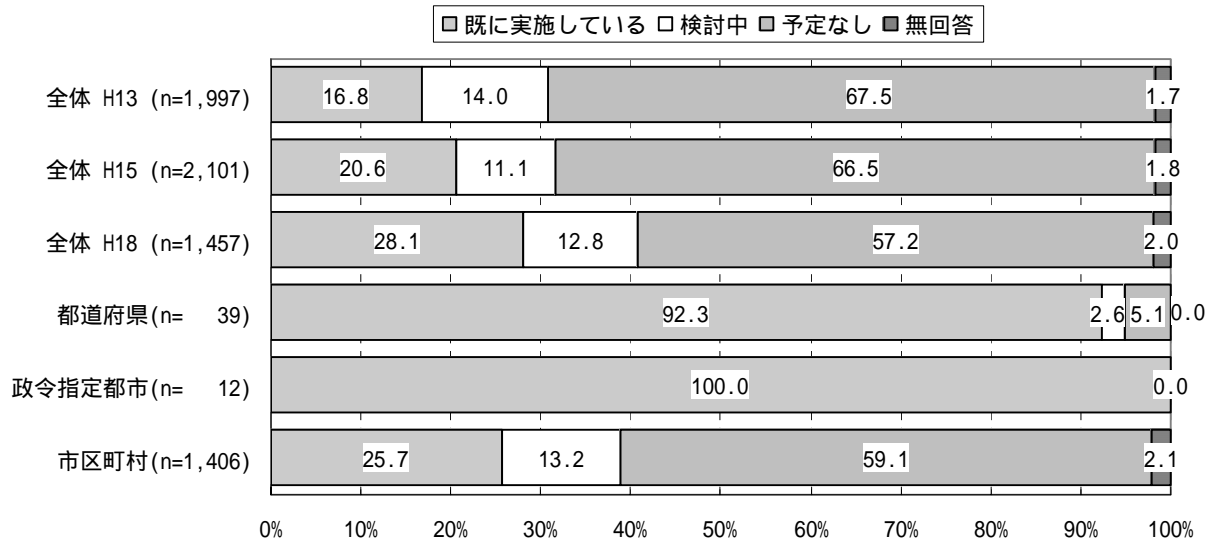
(注)平成13年度 平成15年度 平成18年度。網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

(17)は平成15年度追加項目である。

(2) 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働

- 工場や事業所などとの連携・協働（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）については、都道府県や政令指定都市では「既の実施中」が9割（それぞれ92.3%、100.0%）を越す。市区町村では約7ポイント増加したため、全体も増加し28.1%となった。

図表 15 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況

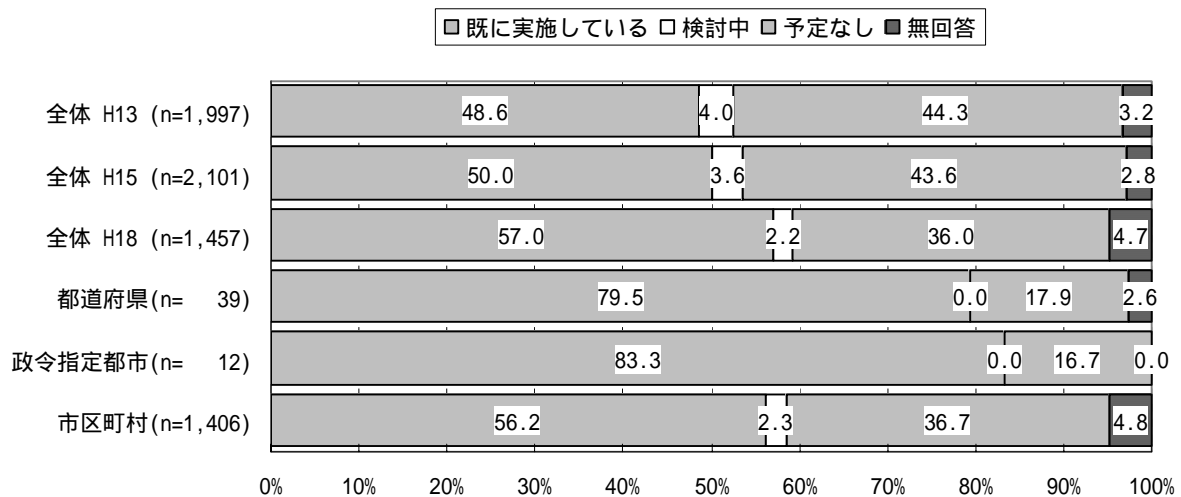


(既の実施中の比較)	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント
都道府県	89.4%	89.4%	92.3%	+2.9
政令指定都市	83.3%	92.3%	100.0%	+7.7
市区町村	14.7%	18.6%	25.7%	+7.1

(3) 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に締結しているのは、全体では7ポイント増加してして約6割(57.0%)となった。
- 都道府県や政令指定都市では8割程度(それぞれ79.5%、83.3%)、市区町村でも7ポイント増加し5割(56.2%)が既に環境保全に関する協定を締結している。

図表 16 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況



(既に実施中の比較)	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント
都道府県	72.3%	76.6%	79.5%	+2.9
政令指定都市	83.3%	76.9%	83.3%	+6.4
市区町村	47.8%	49.2%	56.2%	+7.0

(4) 「環境保全に関する協定」を導入した理由や効果

- 「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、平成 13 年度、平成 15 年度と概ね変わらず、『地域や事業に応じた適切な対策』(66.7%)や『予測される公害を事前にチェック』(51.4%)などの柔軟性や個別性である。『事業者と情報交換が可能』(39.4%)などの相互理解性も認識されている。

図表 17 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況

(%)

導入理由	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H13 n = 971	H13 n = 34	H13 n = 10	H13 n = 927
	H15 1,051	H15 36	H15 10	H15 1,005
	H18 831	H18 31	H18 10	H18 790
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる	67.4	91.2	80.0	66.3
	66.6	88.9	80.0	65.7
	<u>66.7</u>	<u>77.4</u>	<u>70.0</u>	<u>66.2</u>
条例や要綱で規制することが法令上困難である	12.0	20.7	30.0	11.5
	9.4	2.8	20.0	9.5
	<u>11.1</u>	<u>6.5</u>	<u>30.0</u>	<u>11.0</u>
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.1	0.0	0.0	0.1
	0.5	0.0	10.0	0.4
	0.4	0.0	0.0	0.4
協定締結までに時間がかからない	12.3	8.8	0.0	12.5
	10.5	13.9	20.0	10.2
	10.5	<u>16.1</u>	10.0	<u>10.3</u>
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	27.7	20.6	20.0	28.0
	29.8	19.4	30.0	30.1
	<u>31.0</u>	19.4	20.0	<u>31.6</u>
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	37.1	32.4	20.0	37.4
	40.6	36.1	10.0	41.1
	39.4	<u>45.2</u>	<u>30.0</u>	<u>39.2</u>
予測される公害を事前にチェックすることができる	50.5	50.0	40.0	50.6
	50.3	38.9	30.0	50.9
	51.4	<u>48.4</u>	<u>50.0</u>	<u>51.5</u>

(注) 数値の上段は平成 13 年度、中段は平成 15 年度、下段は平成 18 年度を示す。

網掛けは基本属性のそれぞれ上位 3 項目を示し、下線は平成 15 年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性についても、平成 13 年度、平成 15 年度と概ね変わらず、『効果的な手法である』(35.4%)との評価も少なくないが、『内容によっては効果的となる』(49.6%)が多い。

図表 18 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

(%)

有効性	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H13 n = 971	H13 n = 34	H13 n = 10	H13 n = 927
	H15 1,051	H15 36	H15 10	H15 1,005
	H18 831	H18 31	H18 10	H18 790
効果的な手法である	34.8	55.9	50.0	33.9
	35.8	77.8	20.0	34.4
	35.4	51.6	20.0	<u>34.9</u>
内容によっては効果的となる	47.8	44.1	30.0	48.1
	46.7	16.7	70.0	47.6
	49.6	<u>45.2</u>	70.0	<u>49.5</u>
効果は限定的である	10.2	0.0	10.0	10.6
	10.7	0.0	10.0	11.0
	9.5	<u>3.2</u>	0.0	9.9
わからない	5.7	0.0	10.0	5.8
	5.1	0.0	0.0	5.4
	4.3	0.0	<u>10.0</u>	4.4

(注) 数値の上段は平成 13 年度、中段は平成 15 年度、下段は平成 18 年度を示す。
網掛けは基本属性のそれぞれ首位項目を示し、下線は平成 15 年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件についても、平成13年度、平成15年度とほぼ変わらず、『地方公共団体や住民の立入調査』(72.9%)や『具体的な数値目標の設定』(68.3%)が多く、次いで『操業停止などの違反時の制裁措置』(41.2%)や『環境データの開示義務』(43.2%)などが指摘されている。

図表 19 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件

(%)

導入理由	全体	都道府県	政令都市	市区町村
	H13 n = 802	H13 n = 34	H13 n = 10	H13 n = 927
	H15 867	H15 34	H15 10	H15 1,005
	H18 716	H18 31	H18 9	H18 676
住民が当事者や立会人として参加していること	34.8	14.7	25.0	35.8
	36.6	23.5	0.0	37.5
	35.6	19.4	<u>22.2</u>	36.5
協定の内容が公開されること	29.3	47.1	50.0	28.3
	28.3	50.0	44.4	27.2
	28.1	35.5	44.4	<u>27.5</u>
数値目標等具体的な目標が定められていること	64.8	88.2	100.0	63.4
	64.4	97.1	77.8	62.9
	<u>68.3</u>	80.6	77.8	<u>67.6</u>
計画書の提出義務が定められていること	31.9	50.0	50.0	30.9
	31.9	44.1	22.2	31.6
	<u>33.4</u>	38.7	<u>33.3</u>	<u>33.1</u>
環境データの開示義務が定められていること	36.0	38.2	25.0	36.1
	37.3	55.9	22.2	36.7
	<u>43.2</u>	45.2	22.2	<u>43.3</u>
操業停止等違反時の制裁措置が定められていること	43.8	38.2	37.5	44.1
	37.9	52.9	33.3	37.4
	<u>41.2</u>	38.7	22.2	<u>41.6</u>
地方公共団体(または住民等)の立入調査等が定められていること	71.3	67.6	50.0	71.7
	71.5	76.5	44.4	71.6
	<u>72.9</u>	<u>96.8</u>	44.4	<u>72.2</u>
協定の点検や見直しの手続きが定められていること	33.3	47.1	25.0	32.8
	33.7	52.9	55.6	32.6
	<u>34.9</u>	38.7	44.4	<u>34.6</u>

(注) 数値の上段は平成13年度、中段は平成15年度、下段は平成18年度を示す。

網掛けは基本属性のそれぞれ上位3項目を示し、下線は平成15年度からの上昇を示す。

4. 住民・NPOなどに対する取組について

(1) 住民の環境保全への取組促進のための実施施策

- 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の23項目について、取組の進んでいる施策領域は、全体的にみると廃棄物対策やグリーン購入などの環境負荷の削減が中心であるが、自然環境重視や直接的な汚染防止も少なくない。
- 手法別にみると平成13年度、平成18年度と変わらず、最も多く採用されているのは「普及・啓発」(平均実施率43.6 46.2 49.7%)である。これに対して「支援・誘導」(同12.3 11.0 11.5%)と「規制的手法」(同4.0 4.6 5.2%)の平均実施率は必ずしも高くない。
- 「規制的手法」では、『ごみのポイ捨て禁止』(実施率29.5 34.9 42.0%)や『野外焼却の禁止』(同14.3 16.9 23.3%)、『合併処理浄化槽の設置』(同10.4 15.5 11.9%)が主であり、「支援・誘導」でも『コンポストの購入』(同70.9 68.7 66.6%)、『合併処理浄化槽の設置』(同66.2 65.5 66.8%)の割合が高い。
- 「普及・啓発」については、『リデュース活動』(実施率68.9 77.6)を筆頭に、『リユース活動』(同60.7 70.0 77.5%)、『野外焼却の禁止』(同77.5 78.5 74.9%)、『簡易包装・買い物袋の持参』(同60.4 66.9 73.9%)、『リサイクル活動』(同65.8 66.9 70.4%)、さらに『節水の促進』(同63.1 66.6%)、『アイドリングの禁止』(同57.0 57.4 63.7%)などに積極的に取り組んでいる。

図表 20 住民尾環境保全への取組促進のための実施施策(全体)

(%)

取組項目	規制的手法			支援・誘導			普及・啓発		
(1) ごみのポイ捨てを禁止	29.5	34.9	42.0	0.5	3.4	3.0	64.7	64.7	60.3
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	7.4	2.4	3.4	7.5	1.3	1.0	56.0	36.6	38.4
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.4	0.2	0.3	7.9	3.0	3.1	50.3	33.7	36.9
(4) リデュース活動	3.7	4.0		6.9	8.3		68.9	77.6	
(5) リユース活動	0.6	2.8	3.4	5.8	6.3	7.1	60.7	70.0	77.5
(6) リサイクル活動	3.0	5.7	5.6	28.6	29.4	28.9	65.8	66.9	70.4
(7) リサイクル商品の購入	0.5	0.5	0.8	3.1	2.9	2.8	46.5	51.4	52.8
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.3	0.3	1.7	0.9	0.7	57.0	57.4	57.2
(9) 省エネ型家電の購入	0.2	0.1	0.5	0.5	0.6	0.8	35.7	41.2	50.9
(10) 環境配慮型商品の購入	0.4	0.5		1.2	1.2		44.9	50.1	
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.5	0.3	0.5	9.7	8.1	5.1	60.4	66.9	73.9
(12) 節水の促進	0.3	0.5		1.5	1.6		63.1	66.6	
(13) 洗剤使用の適正化	0.7	0.7	0.8	2.5	1.0	0.6	42.5	43.6	45.6
(14) コンポストの購入	7.3	10.6	8.2	70.9	68.7	66.6	17.8	19.9	22.8
(15) 野外焼却の禁止	14.3	16.9	23.3	3.2	3.7	2.5	77.5	78.5	74.9
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	10.4	15.5	11.9	66.2	65.5	66.8	18.9	21.4	18.9
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	2.8	5.0	5.6	18.1	23.2	27.0	37.7	45.1	49.2
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	0.2	1.1	1.6	7.5	12.4	18.5	19.9	23.7	25.9
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.0	0.1	0.1	0.4	0.8	0.8	13.4	14.1	19.6
(20) 公共交通機関の利用	0.2	0.2	0.6	3.9	5.3	6.7	37.2	36.9	45.3
(21) アイドリングの禁止	2.2	2.7	4.0	0.8	0.6	0.8	57.0	57.4	63.7
(22) 低公害車の導入	0.1	0.7	0.6	2.8	4.0	5.4	32.1	34.9	37.8
(23) 環境NPOへの活動参加	0.0	0.2	0.3	3.6	3.0	5.3	20.2	20.5	27.1
手法別平均実施率	4.0	4.6	5.2	12.3	11.0	11.5	43.6	46.2	49.7

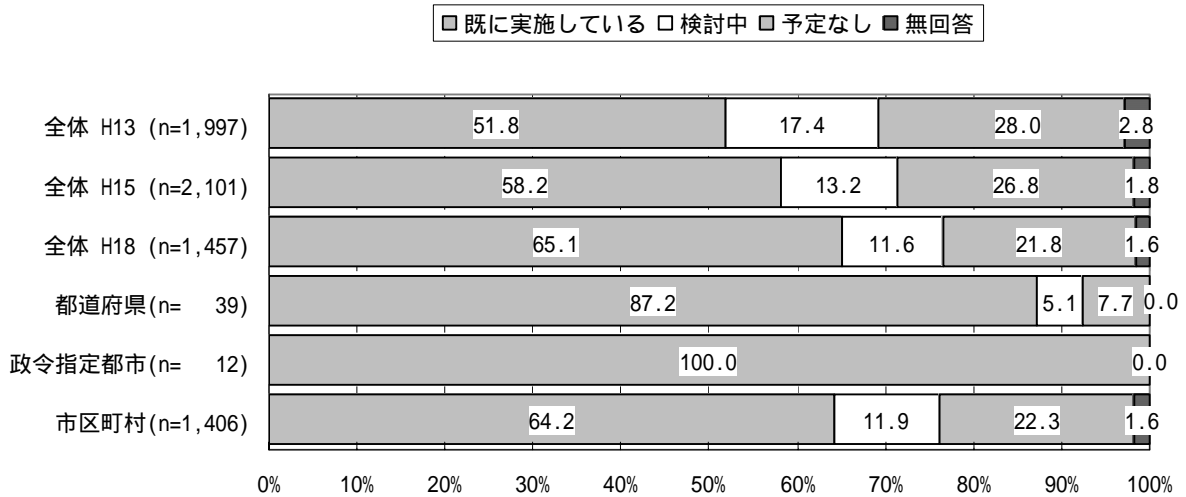
(注)平成13年度 平成15年度 平成18年度。網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

(4)、(10)、(12)は平成15年度より追加。

(2) 住民や民間団体と環境保全活動の連携・協働

- 住民との連携・協働については、平成13年度(51.8%)、平成15年度(58.2%)より取り組みが進んでおり全体で65.1%が実施している。都道府県では「既の実施中」(87.2%)が約9割であり、政令指定都市ではすべての市が取り組んでいる。市区町村においては、「既の実施中」(64.2%)が増え約6割で、「現在検討中」(11.9%)を加えると約7割(76.1%)となる。

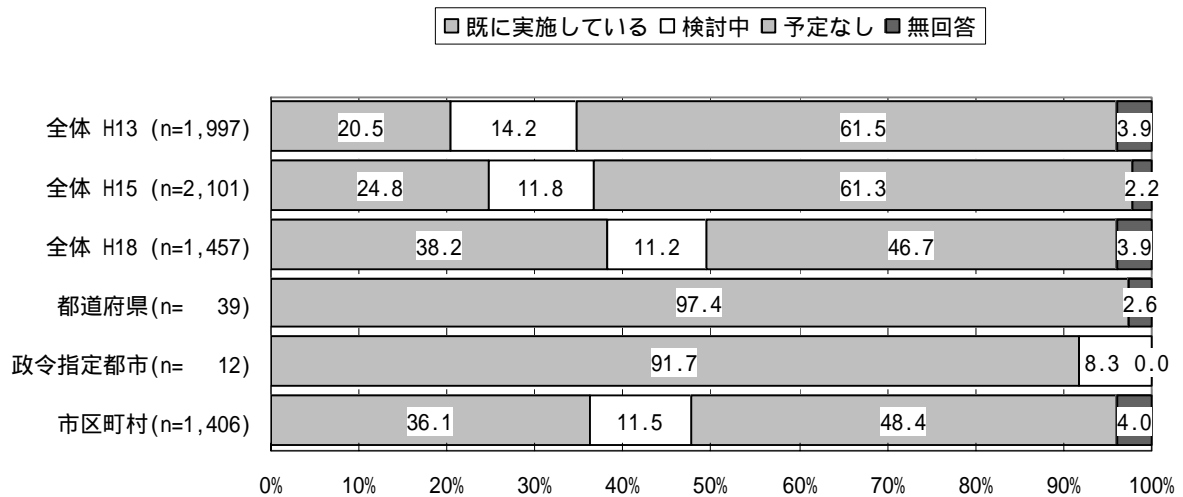
図表 21 住民との連携・協働の実施状況(全体+基本属性別)



(既の実施中の比較)	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
都道府県	89.4%	78.7%	87.2%	8.5
政令指定都市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0
市区町村	50.6%	57.5%	64.2%	6.7

- 環境NPO等との連携・協働については、全体で平成13年度(20.5%)、平成15年度(24.8%)から進んでおり38.2%となった。都道府県と政令指定都市では「既に実施中」(それぞれ97.4%、91.7%)が約9割を超え、取組はかなり進んでいる。市区町村においても「既に実施中」(18.4%、22.8%、36.1%)は増えて3割を超え、「現在検討中」(11.5%)を加えると4割以上(47.6%)となる。

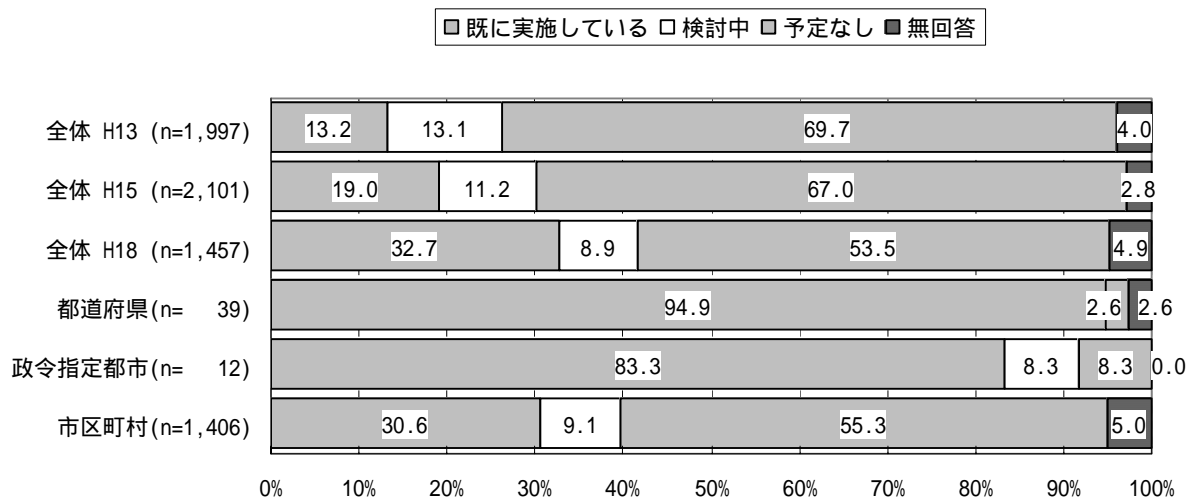
図表 22 環境NPO等との連携・協働の実施状況(全体+基本属性別)



(既に実施中の比較)	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
都道府県	87.2%	87.2%	97.4%	10.2
政令指定都市	91.7%	100.0%	91.7%	-8.3
市区町村	18.4%	22.8%	36.1%	13.3

- 環境NPO等の支援・育成について、全体で取組が進み平成13年度(13.2%)、平成15年度(19.0%)から32.7%となった。都道府県と政令指定都市では「既の実施中」(それぞれ94.9%、83.3%)が増えて8割を超えた。市区町村でも「既の実施中」(11.6% 17.1% 30.6%)が増え、「現在検討中」(9.1%)を加えると4割近くとなる。

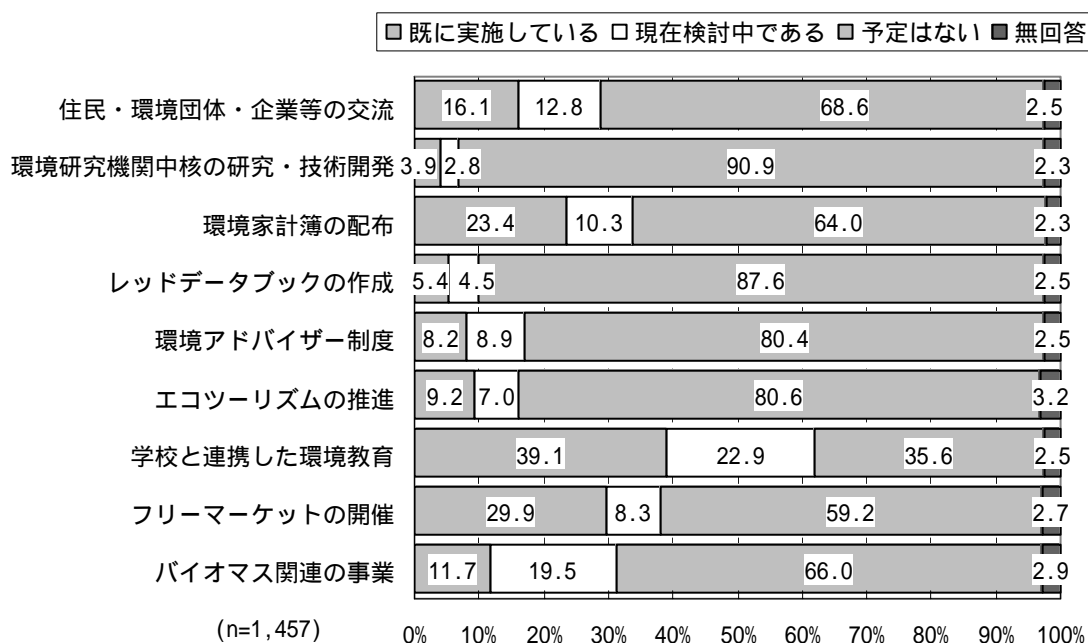
図表 23 環境NPO等の支援・育成の実施状況(全体+基本属性別)



(既の実施中の比較)	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
都道府県	63.8%	83.0%	94.9%	11.9
政令指定都市	75.0%	84.6%	83.3%	-1.3
市区町村	11.6%	17.1%	30.6%	13.5

- 上記以外で各主体の自主的な取組を促進するための施策としては、全体的には決して多くはないものの、平成13年度、平成15年度からはある程度進展している。『環境家計簿の配布』（実施中 16.0 17.3 23.4%）は約6ポイント上昇した。『学校と連携した環境教育』（実施中 29.8 34.6 39.1%）は比較的多い取組である。次いで、『フリーマーケットの開催』（実施中 26.8 26.0 29.9%）や『住民・環境団体・企業等の交流』（11.6 12.4 16.1%）が多い。なお、『環境研究機関中核の研究・技術開発』（2.2 2.3 3.9%）はそれほど進展していない。

図表 24 各主体の自主的な取組を推進するための施策（全体）

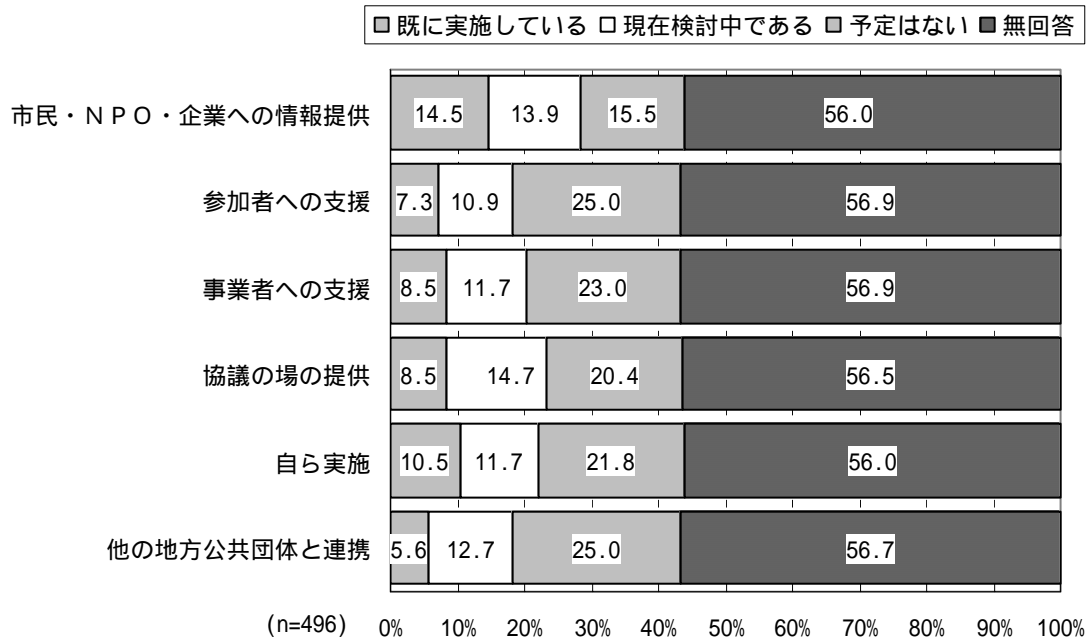


（既の実施中の比較）

	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
住民・環境団体・企業等の交流	11.6%	12.4%	16.1%	3.7
環境研究機関中核の研究・技術開発	2.2%	2.3%	3.9%	1.6
環境家計簿の配布	16.0%	17.3%	23.4%	6.1
レッドデータブックの作成	3.3%	3.3%	5.4%	2.1
環境アドバイザー制度	5.6%	5.8%	8.2%	2.4
エコツーリズムの推進	3.4%	3.5%	9.2%	5.7
学校と連携した環境教育	29.8%	34.6%	39.1%	4.5
フリーマーケットの開催	26.8%	26.0%	29.9%	3.9
バイオマス関連の事業	---	5.8%	11.7%	5.9

- エコツーリズムを実施・検討している 496 団体におけるその推進施策としては、『市民・NPO・企業への情報提供』(28.4%)が約3割で最も多く、次いで『協議の場の提供』(23.2%)、『自ら実施』(22.2%)などがあるが、全体的には必ずしも多くはない。

図表 25 エコツーリズムを推進するための施策

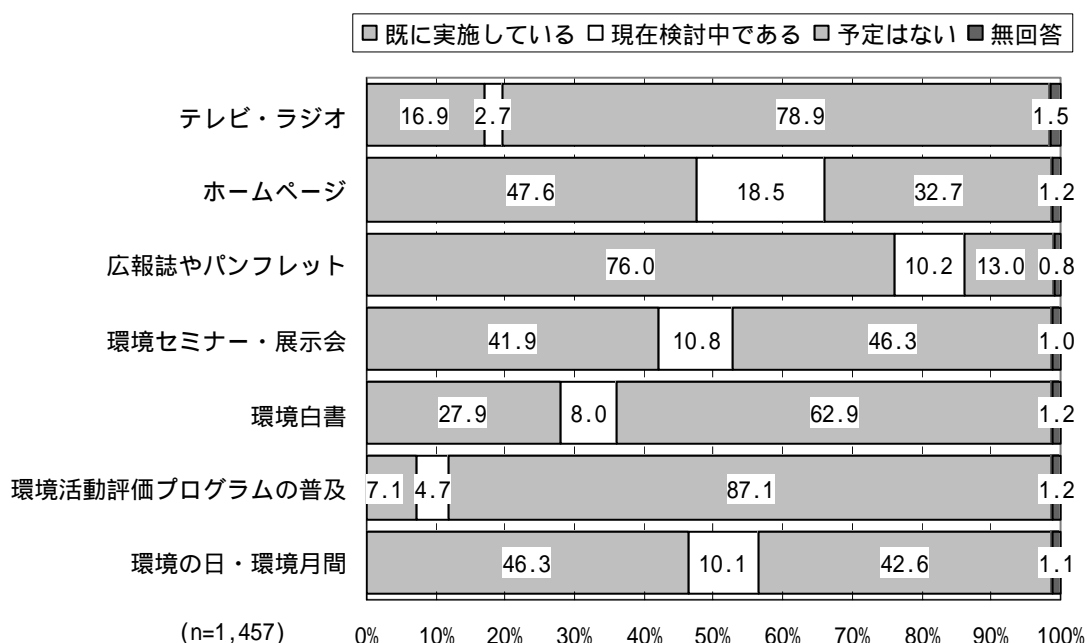


5. 情報提供・情報収集に関する取組について

(1) 環境施策推進のための情報提供の方法

- 環境情報の提供方法・媒体は、全体では紙媒体の『広報誌やパンフレット』（実施中 66.5 72.1 76.0%）が最も多い。次いで、『ホームページ』（同 22.0 32.4 47.6%）については、IT化を反映して実施中が約15ポイント増と実施率の上昇の幅が一番大きく情報提供媒体としては2番目に多いものになっている。
- 『環境の日・環境月間』（同 47.0 44.7 46.3%）、『環境セミナー・展示会』（同 32.6 34.4 41.9%）は実施の伸びは少ないものの半数近い提供の方法である。

図表 26 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法（全体）



図表 27 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法の変化（全体：実施中）

情報提供の方法	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント
テレビ・ラジオ	11.2%	12.8%	16.9%	4.1
ホームページ	22.0%	32.4%	47.6%	15.2
広報誌やパンフレット	66.5%	72.1%	76.0%	3.9
環境セミナー・展示会	32.6%	34.4%	41.9%	7.5
環境白書	18.5%	18.9%	27.9%	9.0
環境活動評価プログラムの普及	1.8%	3.0%	7.1%	4.1
環境の日・環境月間	47.0%	44.7%	46.3%	1.6

（注）網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位3項目を示す。

- 都道府県と政令指定都市での環境情報提供の方法は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など多彩である。市区町村では『広報誌やパンフレット』(75.1%)や『ホームページ』(45.7%)が多い。

図表 28 環境施策を実施するに当たっての情報提供の方法（基本属性別）

(%)

情報提供の方法	都道府県 n = 39		政令都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	97.4	0.0	75.0	0.0	14.2	2.8
ホームページ	100.0	0.0	100.0	0.0	45.7	19.1
広報誌やパンフレット	100.0	0.0	100.0	0.0	75.1	10.6
環境セミナー・展示会	100.0	0.0	100.0	0.0	39.8	11.2
環境白書	100.0	0.0	91.7	0.0	25.4	8.3
環境活動評価プログラムの普及	84.6	2.6	66.7	0.0	4.4	4.8
環境の日・環境月間	100.0	0.0	100.0	0.0	44.3	10.5

(注) 網掛けは、実施率 50%以上を示す。

(2) 環境施策推進のための情報提供の内容

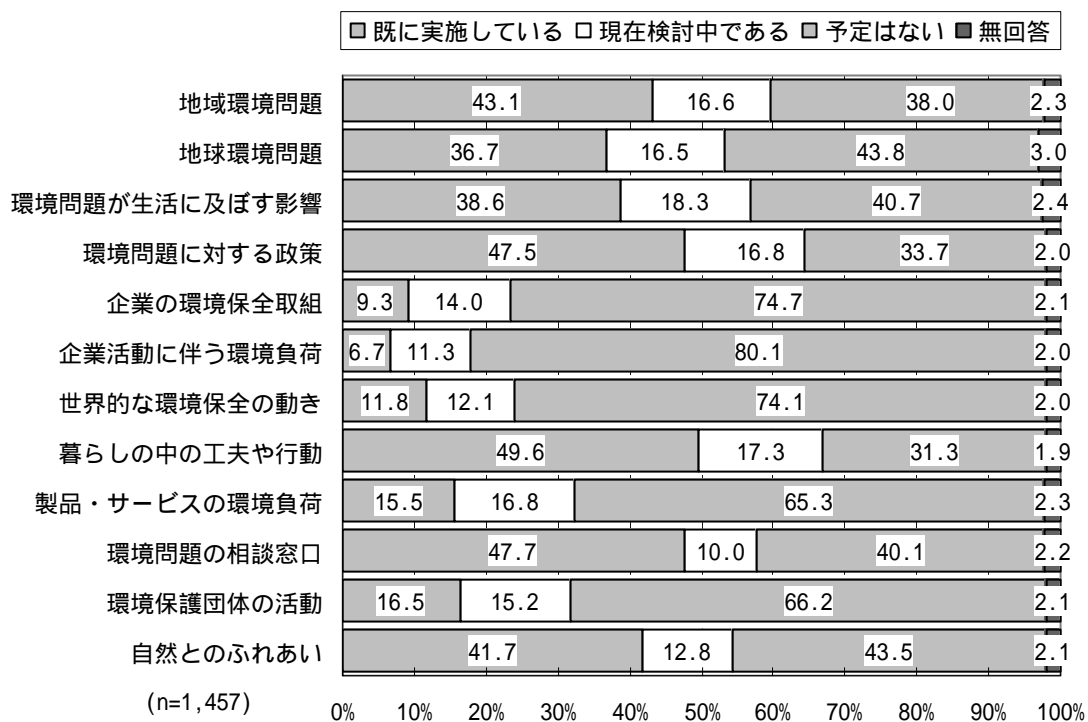
- 提供する環境情報の内容は、『暮らしの中の工夫や行動』（実施中 33.2 39.3 49.6%）が最も多く、次いで行政施策情報の『環境問題に対する政策』（実施中 33.6 41.1 47.5%）や『環境問題の相談窓口』（同 37.0 38.0 47.7%）などがある。
- 次いで環境問題の現状・課題や環境問題が多く、『地域環境問題』（同 32.3 37.9 43.1%）、『環境が生活に及ぼす影響』（同 27.0 32.0 38.6%）、『自然とのふれあい』（同 28.8 30.4 41.7%）などがある。企業関連情報は少ない。

図表 29 環境施策を実施するに当たっての情報提供内容の変化（全体：実施中）

情報提供の内容	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント
地域環境問題	32.3%	37.9%	43.1%	5.2
地球環境問題	23.0%	27.3%	36.7%	9.4
環境問題が生活に及ぼす影響	27.0%	32.0%	38.6%	6.6
環境問題に対する政策	33.6%	41.1%	47.5%	6.4
企業の環境保全取組	4.6%	4.5%	9.3%	4.8
企業活動に伴う環境負荷	5.2%	6.2%	6.7%	0.5
世界的な環境保全の動き	7.1%	7.3%	11.8%	4.5
暮らしの中の工夫や行動	33.2%	39.3%	49.6%	10.3
製品・サービスの環境負荷	10.2%	10.9%	15.5%	4.6
環境問題の相談窓口	37.0%	38.0%	47.7%	9.7
環境保護団体の活動	8.3%	10.1%	16.5%	6.4
自然とのふれあい	28.8%	30.4%	41.7%	11.3

（注）網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 5 項目を示す。

図表 30 環境施策を実施するに当たっての情報提供内容（全体：実施中）



(3) 環境施策の推進のための住民等の意見の取入

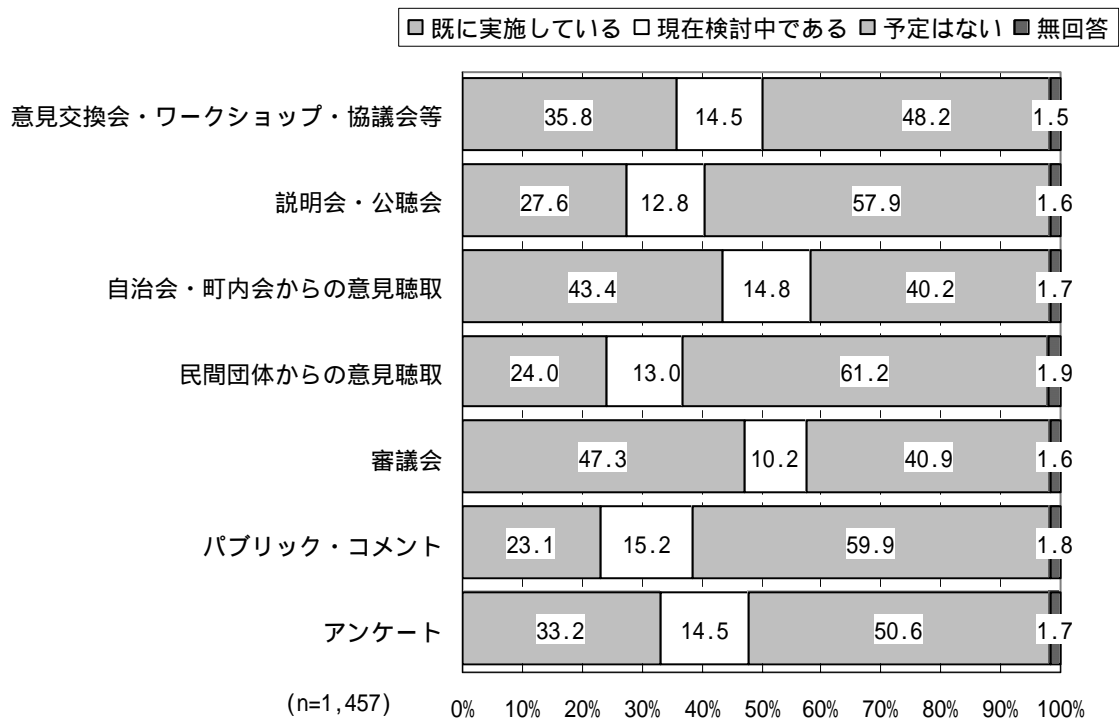
- 環境施策の推進のために住民などの意見をどのようにして取り入れているかについて、全体的に積極的に取り組まれている。
- 多く採用されている方法は、『審議会』（実施中 37.6 41.6 47.3%）と『自治会・町内会からの意見聴取』（同 40.7 45.0 43.4%）であり、続いて『意見交換・ワークショップ・協議会等』（同 35.8%）、『アンケート』（同 33.2%）である。『民間団体からの意見聴取』（24.0%）や『パブリックコメント』（23.1%）は少ないながらも、増加ポイントは大きい。

図表 31 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法の変化（全体：実施中）

情報提供の内容	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント
意見交換会・ワークショップ・協議会等	-	-	35.8%	-
説明会・公聴会	26.2%	27.1%	27.6%	0.5
自治会・町内会からの意見聴取	40.7%	45.0%	43.4%	-1.6
民間団体からの意見聴取	13.4%	15.7%	24.0%	8.3
審議会	37.6%	41.6%	47.3%	5.7
パブリック・コメント	10.3%	13.2%	23.1%	9.9
アンケート	-	-	33.2%	-

（注）網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 3 項目を示す。意見交換会・ワークショップ・協議会等およびアンケートは平成 18 年度新規項目。

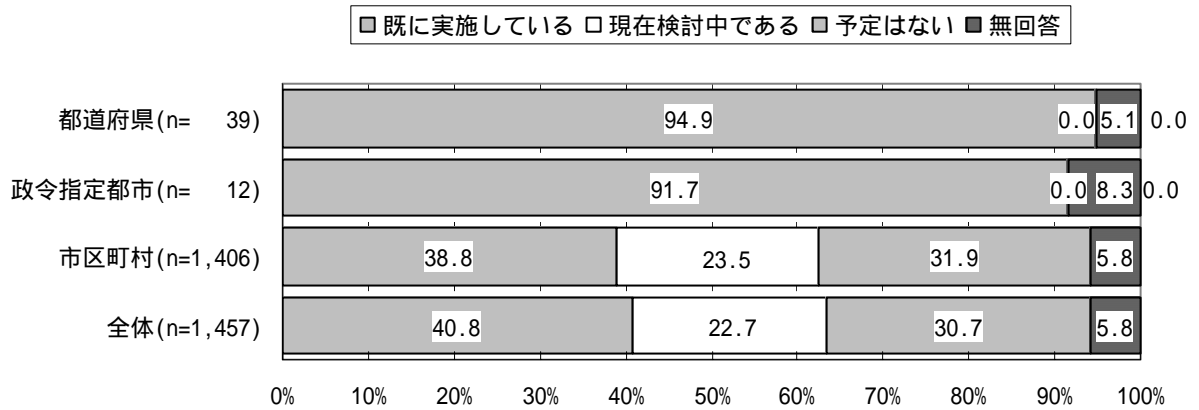
図表 32 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法（全体：実施中）



(4) 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入

- 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入は全体で見ると約40%の実施であるが、都道府県、政令指定都市では9割を超える（それぞれ実施94.9%、91.7%）。

図表 33 環境計画・条例見直しにおける住民等の意見の取り入れ方法（全体：実施中）



6. 国際的な取組について

(1) 知見をいかした環境保全に関する国際的な協力

- 環境保全に関する知見を活かした国際協力の取組について、全体では実施している地方公共団体はわずかである。
- なお、国際協力の取組のほとんどは都道府県や政令指定都市による実施であるが、中でも『開発途上国からの研修員の受け入れ』は約7割を超す（それぞれ実施中66.7%、83.3%）。

図表 34 環境保全に関する国際的協力の取組の変化（全体：実施中）

				(%)		
情報提供の内容	平成 15 年度	平成 18 年度	増減ポイント			
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.1	1.3	-0.8			
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	3.2	4.9	1.7			
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	1.8	2.3	0.5			
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	3.0	3.4	0.4			
				(基本属性別)		
取組項目	都道府県 n = 39		政令都市 n = 12		市区町村 n = 1,406	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	56.4	2.6	41.7	16.7	0.9	0.1
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	66.7	0.0	83.3	0.0	2.6	0.2
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	28.2	5.1	58.3	16.7	1.1	0.5
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	41.0	5.1	58.3	16.7	1.9	1.2

(注)網掛けは40%以上を示す。

7. 事業者・消費者としての取組について

(1) 事業者・消費者として環境保全に資する率先実行行動

- 地方公共団体が事業者・消費者として自ら率先実行している環境保全行動は、大きく2つに分類できる。一つは実施率が60%以上で、19の取組項目の中で上位を占める“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”であり、『昼休みの消灯』(実施率94.7%)から『節水』(同76.9%)までの8項目である。この傾向は平成15年度と基本的に変わらないが、実施率が約4~31ポイントと大きく上昇した。
- 他方、下位11項目は実施率60%未満のものが多いが、“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”である。取組項目は『ノー残業デー』(実施率64.9%)から『庁舎のESCO事業導入』(同4.7%)まで幅広く、ポイント増加が著しく今後の進展が期待される。

図表 35 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動の変化(全体)

(職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動：実施率)

(%)

率先実行の取組項目	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
(1)両面コピー	75.3	83.0	89.5	6.5
(2)節水	66.8	73.4	76.9	3.5
(3)適正冷暖房	80.4	85.7	93.1	7.4
(4)昼休みの消灯	86.8	90.8	94.7	3.9
(5)夏季の軽装	51.1	61.8	93.2	31.4
(6)OA機器の電源	64.7	74.3	82.8	8.5
(7)階段利用	61.1	66.0	77.4	11.4
(8)ごみの分別回収	84.5	89.6	93.1	3.5

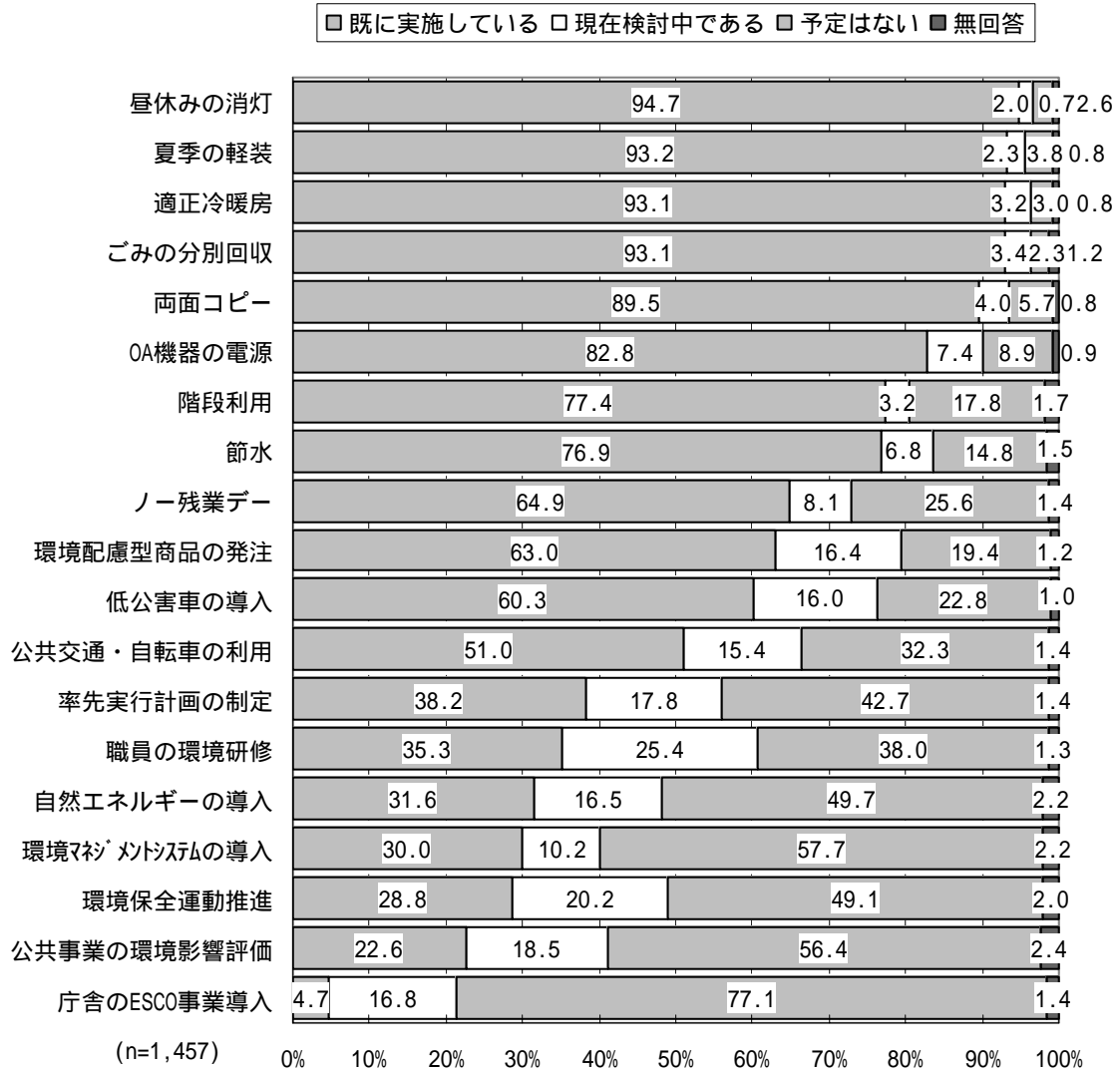
(組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動：実施率)

(%)

率先実行の取組項目	平成13年度	平成15年度	平成18年度	増減ポイント
(1)率先実行計画の制定	22.6	28.8	38.2	9.4
(2)環境配慮型商品の発注	44.9	57.8	63.0	5.2
(3)環境保全運動推進	-	25.0	28.8	3.8
(4)庁舎のESCO事業導入	1.7	2.1	4.7	2.6
(5)自然エネルギーの導入	15.1	22.2	31.6	9.4
(6)ノー残業デー	49.0	52.1	64.9	12.8
(7)低公害車の導入	34.5	46.0	60.3	14.3
(8)公共交通・自転車の利用	32.3	38.8	51.0	12.2
(9)公共事業の環境影響評価	12.8	16.8	22.6	5.8
(10)職員の環境研修	26.0	32.4	35.3	2.9
(11)環境マネジメントシステムの導入	14.6	21.3	30.0	8.7

(注) 網掛けは、各年度とも「実施率」が60%を超える項目、ならびに5ポイント以上の増加を示す。

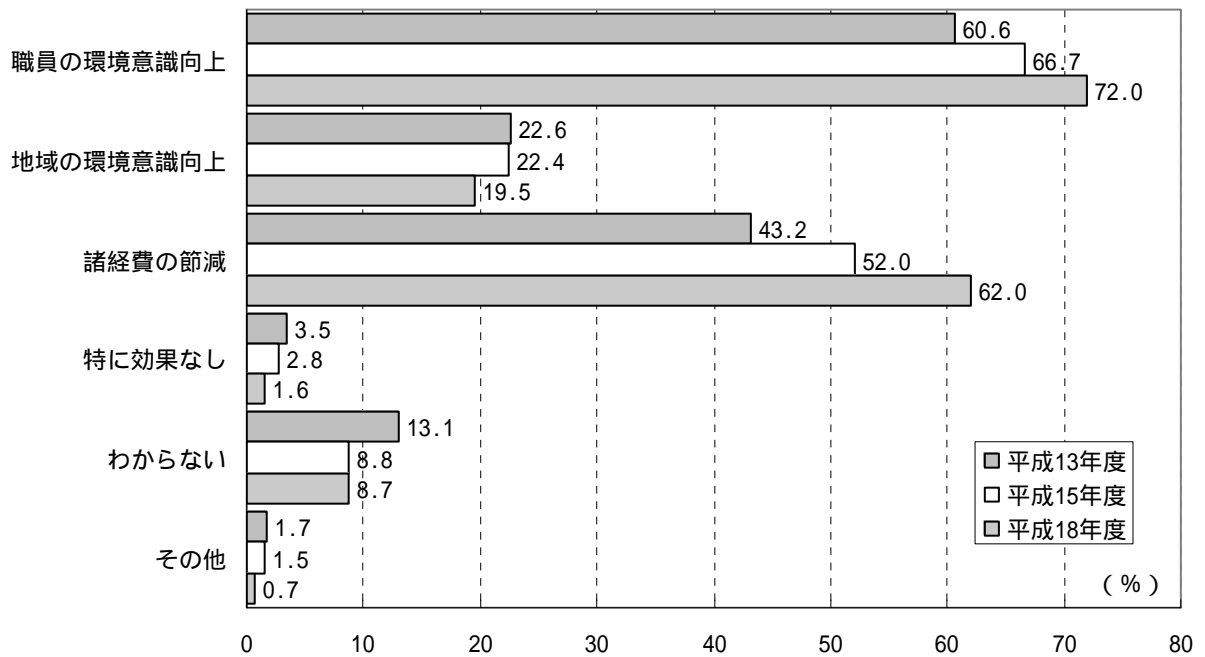
図表 36 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動（全体）



(2) 環境保全行動の率先実行行動による効果

- 環境保全行動の率先実行による効果は向上しており、最も高い効果は『職員の環境意識向上』（60.6 66.7 72.0%）であるが、前述のとおり“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が多くを占めていることと符合する。次いで『諸経費の節約』（43.2 52.0 62.0%）があげられているが、省エネや資源節約がコスト削減につながることを裏付けている。

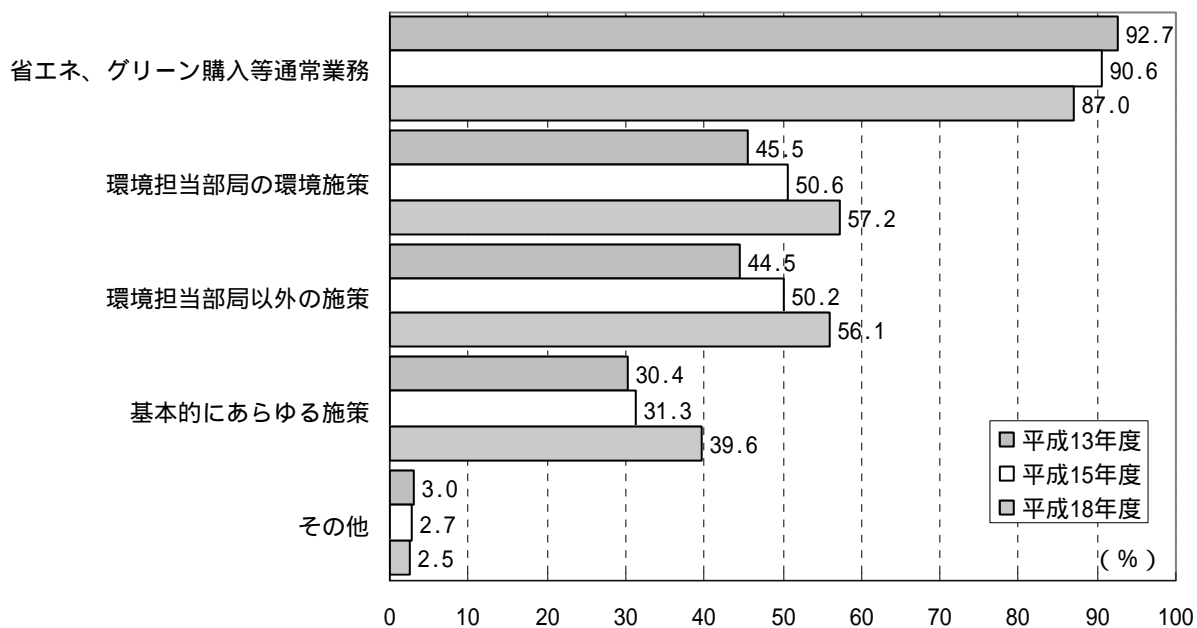
図表 37 環境保全行動の率先実行による効果（全体）



(3) 環境マネジメントシステムの対象活動

- 環境マネジメントシステムを本庁舎に導入した団体(平成13年度:398、平成15年度:520、平成18年度:437)におけるその対象活動は、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』(87.0%)が最も多い。『環境担当部局の環境施策』(57.2%)と『環境担当部局以外の施策』(56.1%)は増えて5割強となったが、『基本的にあらゆる施策』(39.6%)はなお4割である。

図表 38 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象範囲(全体)



(注) 環境マネジメントシステムを導入している団体で、「本庁舎」がその対象範囲となっている場合。